

議案第158号

権利の放棄について

1 事件の概要

平成19年1月20日に発生したカラオケボックス店建物火災により傷害を受けた原告が、本件建物には消防法上及び建築基準法上数々の違法があったところ、宝塚市はこれらを規制する諸権限を有しており、これらの権限を行使すべき義務があったにもかかわらず、合理的な理由なくこれを怠ったため、違法状態が放置されたものであり、これらの権限の不行使と本件建物の火災によって原告の受けた傷害との間には因果関係が認められるというべきであることから、宝塚市は原告に対し国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償義務があるとして他の被告らとともに合計約2,680万円の支払を求めるもので、第1審については平成25年4月26日に、控訴審については平成26年5月29日に、上告審等については平成27年4月14日に、それぞれ判決が言い渡され、原告の本市に対する請求は棄却され、訴訟費用は原告の負担とされた。

2 当事者

(1) 原告（控訴人兼被控訴人（1審原告）、上告人兼申立人）

(2) 被告（被控訴人（1審被告））

A

(3) 被告（被控訴人（1審被告））

B

(4) 被告（被控訴人兼控訴人（1審被告））

C

(5) 被告（被控訴人（1審被告）、被上告人兼相手方）

D

(6) 被告（被控訴人（1審被告）、被上告人兼相手方）

宝塚市

3 判決主文

(1) 第1審

ア 被告Aは、原告に対し、1423万1701円及びこれに対する平成19年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告A、被告B及び被告Cは、原告に対し、連帯して958万4645円及びこれに対する平成19年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 原告の被告A、被告B及び被告Cに対するその余の請求をいずれも棄却する。

エ 原告の被告D及び被告宝塚市に対する請求をいずれも棄却する。

オ 訴訟費用の負担は、以下のとおりとする。

(ア) 原告に生じた費用の5分の1と被告Aに生じた費用は、これを10分し、その1を原告の負担とし、その余を同被告の負担とする。

(イ) 原告に生じた費用の5分の2と被告B及び被告Cに生じた費用は、これを10分し、その7を原告の負担とし、その余を被告B及び被告Cの負担とする。

(ウ) 原告に生じた費用の5分の2と被告D及び被告宝塚市に生じた費用は原告の負担とする。

カ この判決は、ア及びイに限り仮に執行することができる。

(2) 控訴審

ア 1審原告の1審被告A、1審被告B及び1審被告Cに対する控訴に基づき、原判決主文アないしウを次のとおり変更する。

(ア) 1審被告A、1審被告B及び1審被告Cは、1審原告に対し、連帯して2145万4169円及びこれに対する平成19年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(イ) 1審被告Aは、1審原告に対し、535万0493円及びこれに対する平成19年1月20日

から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(ウ) 1審原告の1審被告B及び1審被告Cに対するその余の請求をいずれも棄却する。

イ 1審原告の1審被告D及び1審被告宝塚市に対する控訴並びに1審被告Cの控訴をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は、第1、2審を通じて、1審原告に生じた費用の5分の1と1審被告Aに生じた費用を1審被告Aの負担とし、1審原告に生じた費用の5分の2と1審被告B及び1審被告Cに生じた費用を5分し、その1を1審原告の負担とし、その余を1審被告B及び1審被告Cの負担とし、1審原告に生じたその余の費用と1審被告D及び1審被告宝塚市に生じた費用を1審原告の負担とする。

エ この判決は、ア(ア)、(イ)に限り仮に執行することができる。

(3) 上告審

ア 本件上告を棄却する。

イ 本件を上告審として受理しない。

ウ 上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人の負担とする。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。